

佐野市令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子
補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 災害により被害を受けた中小企業者が復旧のために利用した融資の返済に伴い支払う利子の一部を補助する令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 令和元年台風第19号による災害をいう。
- （2） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち農林漁業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項に規定する農林漁業者をいう。）を除いた者をいう。
- （3） 保証協会 栃木県信用保証協会をいう。

（対象となる融資）

第3条 補助金の交付の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、災害による被害からの復旧を図ることを目的とした次の各号に掲げる融資とする。

- （1） 佐野市中小企業及び小規模企業振興条例施行規則（平成17年佐野市規則第156号）に基づき市が実施する融資
- （2） 栃木県が行う制度融資のうち、令和元年台風第19号緊急対策資金に該当する融資
- （3） 日本政策金融公庫が行う災害復旧貸付のうち事業の用に供する融資
- （4） 日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金に該当する融資
- （5） 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号に規定する特定中小企業者の認定を受けて、保証協会の経営安定関連保証を付して利用した融資
- （6） 保証協会の災害関連保証を付して利用した融資
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める融資

（交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 令和元年10月12日以前から引き続き市内で事業活動を営んでいること。
- （2） 災害による被害からの復旧を図るために令和元年10月13日から令和2年10月12日までの間に対象融資を利用したことがあること。
- （3） 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平

成 17 年佐野市条例第 6 4 号) 又は佐野市国民健康保険税条例 (平成 17 年佐野市条例第 6 5 号) の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 対象融資の返済を延滞した場合等で、対象融資を実行した日から補助金を交付する日までの間に期限の利益を喪失したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象とすることが適当でないとき。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、対象融資に係る第 2 4 回目までの返済に係る利子に相当する額とし、一の中小企業者につき 80 万円を限度とする。ただし、対象融資の返済期間中における対象融資の元金の返済の遅延により生じた利子については、補助金の交付の対象としない。

2 国、県等の他の補助金による借入金に係る返済利子について支援を受ける場合は、その補助金の交付額を控除した額とする。

(交付の申請等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、令和元年台風第 19 号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付申請書 (別記様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 金融機関が発行する返済予定表の写し

(2) 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる融資を利用した場合は、市が発行するり災証明書又はその写し

(3) 第 3 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる融資を利用した場合は、保証協会が発行する信用保証内容が確認できる書類

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、令和 2 年 1 月 12 日までに提出するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは令和元年台風第 19 号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付決定通知書 (別記様式第 2 号。以下「交付決定通知書」という。) により、補助金を交付しないことと決定したときは令和元年台風第 19 号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付申請棄却通知書 (別記様式第 3 号) により申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者 (以下「補助対象者」という。) は、次の各号のいずれかに該当するときは、令和元年台風第 19 号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付変更申請書 (別記様式第 4 号) に変更する内容を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 契約が解除となったとき。
- (2) 返済利子に変更があったとき。
- (3) 対象融資に係る返済方法に変更があったとき。
- (4) 補助対象者の名称又は所在地に変更があったとき。
- (5) 補助対象者について、支払停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 補助対象者が営業の廃止若しくは変更をしたとき、若しくは解散の決議をしたとき、又は清算手続に入ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助対象者の交付決定に係る重要な変更があったとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、申請の内容の変更について、承認する場合において、補助金の額に変更があるときは令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付変更決定通知書（別記様式第5号。以下「交付変更決定書」という。）により、補助金の額に変更がないときは令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金内容変更承認通知書（別記様式第6号。以下「内容変更承認書」という。）により、承認しないときは令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付変更不承認通知書（別記様式第7号）により申請者に通知する。

（交付の請求）

第9条 第7条の交付決定通知書（前条第2項の規定により変更の承認を受けた者は、交付変更決定通知書）の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付請求書（別記様式第8号）に交付決定通知書（前条第2項の規定により変更の承認を受けた者は、交付決定通知書及び交付変更決定書又は内容変更承認書）の写し並びに返済実績が確認できる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

電話番号

令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助対象金額 (第24回目までの返済利子相当額)	円
既に交付を受けている額	円
交付を受けようとする額	円
添付書類	1 返済予定表 2 災証明書又はその写し(佐野市制度融資、小規模事業者経営改善資金を利用した場合に限る。) 3 信用保証の内容がわかる資料(信用保証決定のお知らせ等)の写し(セーフティネット保証4号、災害関連保証制度を利用する場合に限る。)

(注意事項)

- 24回目までの返済利子相当額分を年度毎に申請してください。
- 申請期日は3月31日までとなります。

(同意及び誓約事項)

令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金の交付に係る審査のため必要がある場合は、私(当社)の市税の納付状況を調査することに同意します。

また、申請した補助対象経費は、災害による被害からの復旧に係るものであることに相違ありません。

同意者 住所又は所在地

(誓約者) 氏名又は名称

代表者氏名

印

別記様式第4号（第8条関係）

令和元年台風第19号に係る復旧事業資金
借入金返済利子補助金交付変更申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

事 項	変更前	変更後
契約解除	解除日 年 月 日	
補助金額 (交付決定額)	円	円
返済方法		
補助対象者名称		
補助対象者所在地		
破産、解散等の手続	手続の種類（ 手続開始日 年 月 日	）
その他		
変更理由		
添付書類		

別記様式第8号（第9条関係）

令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金交付請求書

年 月 日

佐野市長 様

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

⑩

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた令和元年
台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済利子補助金の交付を次のとおり
請求します。

交付決定額		円		
振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		
	店名等	本店・支店・出張所		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義			
添付書類		(1) 令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済 利子補助金交付決定通知書の写し (2) 令和元年台風第19号に係る復旧事業資金借入金返済 利子補助金交付変更決定通知書 (3) 返済実績の確認できる書類（返済用通帳の写し等）		

備考 添付しない書類は、二重線で消してください。